

会議録

会議の名称	平成26年度第7回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	平成26年11月27日（木曜日）午前9時30分から11時30分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎5階503会議室
出席者	委員：森田会長、網干委員、大沼委員、加藤委員、金子委員、小牧委員、武田委員、中村委員、三浦委員、吉田委員、上田専門委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、保育課長 保谷、児童青少年課長 南里、子ども家庭支援センター長 磯崎、児童青少年課長補佐 名古屋、子育て支援課調整係 阿久津、田中、倉田、保育課保育係 阿部、本庄 欠席者：小林委員、西澤委員、古川副会長、丸木委員、谷津委員、横山委員、安部専門委員
議題	1 審議 (1) 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について (2) 教育・保育の利用者負担について 2 その他
会議資料の名称	1 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（案）－ 1 （当日配布資料） 席上配布資料1. 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（案）－ 2 席上配布資料2. 平成27年度の保育料の設定について（案） 席上配布資料3. 利用者負担額（案）について 席上配布資料4. 年少扶養控除等を算入しない場合の影響について 席上配布資料5. 1号認定と2号認定の利用者負担額（案）の比較
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 審議</p> <p>(1) 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について (事務局が資料1・席上配布資料1に沿って説明)</p> <p>○森田会長： 今、説明があったとおり、パブリックコメントを実施した上で今年度中にこの計画を作るスケジュールになっているため、年内に骨子を完成させる必要がある。骨子については、本日の会議で意見をいただくとともに、1週間後くらいを期限として、会議の中で出しきれなかった意見をメモに書いて提出していただき、次回の議論では若干の修正のみ行うことにさせていただければと考えている。そういう形でよろしいか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>○森田会長： 議論を始めるに当たり、論点になると思われるポイントを数点、提案したい。 まず、1つ目は、55ページの若者施策である。「子ども・若者育成支援推進法」ができて、39歳までの若者に対する取組みの議論が各自治体で始まっている。西東京市においては、この取組みをどのように行うのか、この計画でそれをどこまで書き込むかにつ</p>	

いて、意見をいただきたいと思っている。

2点目は、67ページの子育て支援の連携イメージ図についてである。この章は「子どもと家庭の支援」であるが、この図は子育て支援の連携イメージなので、ここに子ども支援の枠組みをどう入れるか、または別途掲載するのかについて、議論していただく必要があると思っている。また、今の説明とこの図に乖離があるように感じたので、説明文やこの項目の中での取組みも踏まえ、ご議論いただければと思う。

3点目は、71ページの「外国籍の子どもを育てる家庭の支援」についてである。外国籍でなくても、外国人との間に生まれた子どもにも同様の課題がある。そういう子どもは急増しているので、外国籍に限らず、多文化を抱えている子どもや子育て家庭への支援というフレームで、議論した方がいいのではないかなと思う。

最後に、76ページからの災害への対応については、本当に重要な枠組みになっていくと思うので、東日本大震災の後、今現場で取り組んでおられることや、市民の中での不安感等の状況について、また、自治体としてこの計画の中にどういうことを盛り込んでおいたらいいか等について、ご意見をいただければと思っている。

以上の4点及び第5章・第6章全体について、ご意見はないか。

○三浦委員：

防災のところについて、高学年の居場所の議論の時に、学童クラブでは高学年は対象外という話があったが、東日本大震災のような大災害の場合には、保護者がすぐに家に帰ることができないというケースもあり得る。そのときに、子どもが保育園・幼稚園や学童保育に行っていれば、居場所が分かるので少しは安心できるが、高学年で学童クラブを卒所したあとの子どもは、居場所が分からない。その不安感は非常に大きいと思うので、災害対策にも居場所ということを含めていただきたい。

○森田会長：

災害対策の箇所については、ぜひ、それぞれの年代・家庭の状態を想定して、読み込んでいただきたいと思う。例えば小学校ではどのような対応を考えられているか。

○中村委員：

学校が行っているものではないが、東日本大震災以降、市では避難所運営対策委員会を学校単位で設置され、地域の人たちが学校に集まって対策会議を行っている。また、市も迅速に取り組んでくださり、災害時に保護者が迎えに来るまでの子どもたちの水と食料は、既に全校に配置されている。

災害時の学校の役割としては、子どもが学校にいる時は安全に保護者に引き渡すということと、その次の段階として、避難所として地域の人たちを受け入れる役割もある。その2段階の動きについてスムーズにいくよう、かなり出来上がっていると思う。

○森田会長：

公立学校に在籍している子どもに関しての対応は整っているということだが、私立学校に通っている子どもについてはどうなのか。

○中村委員：

私立学校の状況は分からないが、地域住民については、地域の避難所に備蓄があるの

で、私立学校に備蓄がなかったとしても、避難所に行けば食べる物は確保されている。

○事務局：

例えば、私立に関しては、教職員に加え、園児分の備蓄に努めていると伺っている。また、文華女子等の女子校については、母子、乳幼児、妊婦の方の避難所にするということを検討しているところである。

○森田会長：

東日本大震災の時点でも、私立学校の多くは既に備蓄をしていたので、現在はさらに対策は進んでいると思う。そのように丁寧な対策を講じておくことは、重要だと思う。

もう1つ、子ども自身の災害対応能力を高めるための教育も非常に大事だが、それは学校だけの話ではなく、家庭や地域の中でも深めていかなければならない。この災害の対応のところは、ぜひよくお読みいただいて、ご意見、ご提案をいただきたいと思う。

外国籍の子どものところについては、ご意見はないか。

○網干委員：

幼稚園でも、中国、韓国、タイをはじめとした外国籍の子や、片方の親が外国人で会話が難しいというケースは増えている。母親が外国籍の場合、日本語を話せないことが多く、重要な連絡は、父親に電話をかけて伝えたり、周りのお母さん方に助けていただくことも多い。周りの方との助け合いに頼っているのが幼稚園の実情である。なお、最近では、外国人の親同士の交流や、日本語を覚えようとする親も出てきている。

○森田会長：

ここでは「外国籍の子ども」という表現が使われているが、今は「多文化共生」という言葉を使うことが多く、「外国籍」という言葉はあまり使わなくなっているように思う。学校ではどのような表現が使われているのか。

○中村委員：

特に分けて考えていないので、「外国籍」も「多文化」も使わない。

○森田会長：

この枠組みは、外国籍かどうかということではなく、多文化を抱える中で、文化、言葉、習慣の違いが子どもたちの育ちや子育てにどういう影響があり、それをどう社会的に支えていくかということだと思う。

○武田委員：

保育園でもそういう子どもは増えているが、子ども自身については、年齢が低いこともあり、混乱したとしても最初だけで、案外順調に溶け込んでいる。ただ、特定の物が食べられない等のさまざまな問題はあり、そういうことについては個別に配慮して対応している。親とのコミュニケーションについては、やはり日本語の会話が難しいこともあり、一工夫が必要である。

○森田会長：

外国籍という表現については、いかがか。

○事務局：

現行のワイワイプランの中で外国籍という表現を使っているため、それに倣ってこのように書いたが、総合計画の中では多文化共生と外国籍の両方の表現があるので、この場でご議論いただいて決めていただければと思う。

○森田会長：

ここでカバーしたいのは、生活習慣、言語、文化等の多文化を共有していく社会でなければならないという視点だと思うので、その辺りを少し加筆していただければいいのではないかと思う。

67ページのイメージ図についてはいかがか。上に行政機関、下に地域があって、両矢印で「つなぐ」となっているが、具体的に、何を何とつなぐのか。

○事務局：

保護者やお子さんが、地域の中では学校、幼稚園、保育園とつながり、行政も行政の中で連携した中で、市民からの通報等が総合窓口、保健所等を経て行政とつながるといイメージで描いている。

○森田会長：

つまり、これは虐待の救済支援の図なのか。そうであれば、要対協なども入れるべきではないのか。

○事務局：

これは66ページに書いてあることを図にしたものである。

○上田委員：

それならば、地域の中に児童館、民生児童委員、保育園等も入って、そこに行政も加えた形で輪の形になるイメージだと思う。

○森田会長：

虐待の救済の仕組みを表したいのであれば、オンブズマンや、子ども自身が通報する仕組みも入れる必要があると思う。

○事務局：

あまり多くを入れ込むと混乱すると考え、現行のワイワイプランの57ページにある図を発展させた形で、このような図にした。

○森田会長：

この10年間で、虐待の相談・救済の仕組みも、子ども支援の仕組みを大きく変化しているので、昔のものをそのまま使ったのでは、今後10年のイメージは表せないと思う。

細かく書くとときりがないというのも分かるが、もし図に描くのであれば、子ども支援と子育て支援の仕組みをどこがどのように総合化し、そこに対して、行政や市民、事業

者がどのような役割を担っていくのかという仕組みが分かるように書くべきである。

「具体的な施策・事業」のところに、「子ども総合支援センター」とあるが、これは「のどか」のことを言っているのか。

○事務局：

条例で、「のどか」と「ひいらぎ」を総称して子ども総合支援センターという名称で示されている。

○森田会長：

市民にはそれは分からないと思うので、やはり、ぐちゃぐちゃになったとしても細かく書いた方がよいと思う。

○三浦委員：

逆に、ぐちゃぐちゃの方が網羅されるので、よいと思う。

○森田会長：

この図はとても大事な図なので、やはり、子ども支援と子育て支援、それから既存の組織とこれから構築する組織まで入れないと、この構造図は完成しないと思う。ここは重要なポイントになるところなので、ぜひそのようにお願いしたい。

○吉田委員：

図というのは、文章の分かりにくい部分を一見して分かるようにするために作るものだが、文章を読んだ後にこの図を見ると、余計分からなくなってしまう。子育て支援の構造を表すのは、本当に難しいと思うので、1つの図で表現しきるのは無理なのではないか。

○森田会長：

今、言われたとおり、この子ども支援と子育て支援の構造については、本来は、もっと総合的、基本的な図を前の方で載せておいて、それをそれぞれのパーツに分けて図にするような形にしないと成立しないように思う。

○大沼委員：

私どもの障害児学校は4つの市から子どもたちが来ているが、その中で感じるのは、そのそれぞれの市教委との連携が弱いということである。また、小・中・高のつながりの部分や、市教委と都教委とのつながりも弱く、お互いの情報を伝えあっていくため、その辺りもパーツのところで表現していただければと思う。

○森田会長：

障害のお子さんの場合は、高等部以外でも自分の自治体から出ている人が多いので、そういうことも含めて、災害時の対応、子ども自身の教育や放課後の問題等をどうするのかをきちんと表記しておく必要があると思う。

○大沼委員：

災害時については、3日分の備蓄はしているものの、自宅が遠い場合は保護者がなかなか来られないとか、自治体との連絡をどうするのかという問題もある。

○森田会長：

災害時の対応を自治体計画の中にどのように盛り込むかというのは、難しいところである。

○網干委員：

家庭支援という中では、幼稚園が今後どういう形で行政と関わっていくかも気に掛かる。今までは幼稚園は東京都との関わりが多かったが、今度の子ども・子育て新制度が始まると、どのようになるのか。教育委員会から切り離されたことでの問題も出てきている。幼稚園と保育園を一体として取扱うということで、窓口を1つするのは良いと思うが、教育としての部分はどうなるのか、学校との窓口はどうなるのかというところで、混乱が起きている。特別支援のことも、幼稚園は別物になってしまっている。教育という部分がないがしろになっているのではないかと、とても不安を感じているので、その辺りの位置付けもきちんと示してほしい。

○森田会長：

今のご意見は第6章にも関連すると思う。第6章については、新たに加えられたところ等はあるのか。

○事務局：

数値の変更はないが、その上の文章を、これまでにいただいたご意見を踏まえて、若干変更している。

○森田会長：

このリード文というのは、考え方を示す非常に重要な文章なので、不足点や修正について、ぜひご指摘をいただきたい。

○網干委員：

第6章第1節の制度を示した図では、全体的に施設型給付に入ることが前提で書かれているが、幼稚園が施設型給付を受けずに今の形で残るということも新制度の中で認められており、実際、今のままの幼稚園でいくところはかなりあると思うので、その辺りも考慮して書いていただきたい。今回、市が作ってくれた文章に、幼稚園が今回の給付を受けなくても支援制度はあるということを入れていただいたことで、お母さん方の心配がなくなり、混乱がなくなって本当に助かった。その辺を計画の中にも入れていただきたい。

○森田会長：

つまり、制度の図に、施設型給付、地域型給付とは別に、私立学校という項目を加えるということか。

○網干委員：

そうである。私学助成の幼稚園も、今回の支援計画に入ると明言されている。

○森田会長：

今のご意見も反映できるか、検討していただきたい。

○事務局：

どのように表現するか考えてみたい。

○網干委員：

今までの幼稚園の形で残るところが不利益にならないように、新制度と施設型給付が別だということが理解できるように書いていただきたい。

○武田委員：

1号、2号、3号の認定について、3歳未満、3歳以上という区分けは、4月1日現在で考えるのか、入所時点の年齢で考えるのか。

○事務局：

3号から2号には、満年齢で誕生日が来たところで変わるが、年度の途中で保育料が変わるということはない。

○森田会長：

つまり、年度内は4月1日の段階での保育料になるということか。

○事務局：

そうである。

○森田会長：

認定区分が変わると保育料が大きく変わるので、その辺りはきちんと示しておく必要があると思う。

○事務局：

その点については、計画ではなく、入園の案内等で周知していきたいと考えている。

○小牧委員：

第6章第1節の制度を示した図の下の文章に、「新制度の下では、保護者から平日の教育・保育の利用申請があった子どもについて」とあるが、保育所等では土曜日・日曜日の保育もあるので、「平日の」は削除した方がよいのではないかと。

○事務局：

そのように修正したい。

○網干委員：

第6章第3節の表の次にある、注釈5の「現行の幼稚園（確保数）」の説明がよく分か

らない。

○事務局：

この文章では、この数値は就労の希望が100%通った場合であり、ニーズそのものではないということを伝えたかったのだが、分かりにくいとのことなので、表現を工夫したいと思う。

○森田会長：

他にご意見はないか。この後でも、お気付きの点があれば、12月3日までに事務局まで提出いただきたい。

(2) 教育・保育の利用者負担について
(事務局が席上配布資料2～5に沿って説明)

○森田会長：

国は年少扶養控除をなくすが、そこを今扱おうと混乱するので、来年度だけは今までの方法を維持したいということか。

○事務局：

そうではなく、市として平成27年度の料金改定はしないけれども、新制度では年少扶養控除の算入が廃止されるため、その影響で所得階層区分が変わり、結果的に負担の増減が生じるということである。

その影響額を示したのが席上配布資料4である。国がモデルとしているのは、網掛けの扶養が2人というところで、ここについては影響がないが、子どもが3人以上の場合は階層が上がることになり、結果、増額となる。逆に、子どもが1人または0人の場合は減額になる。

具体的な影響額は次のページに示した。これは今年度のデータを基に算出したものだが、負担増になる方は、席上配布資料4(2)のとおりで、例えば、3区分から4区分に変わる方は、第1子・第2子が増額となる。第3子については無料で変更はない。逆に、負担減となるのは(3)のとおりである。なお、これは幼稚園も保育園も同様である。

以上のように、国の制度上の枠組みの変更で負担額に増減が生じてしまうということをご理解いただき、ご審議いただければと思う。

○森田会長：

今年度の所得によって来年度の保育料が決まるので、今の所得で試算したのがこの資料で、最も増額が多いケースでは第1子で月額約4,000円の増額となる一方で、月額約5,000円の減額になる方も出てくるということである。ただし、これは国の基準が変更になったことによるもので、西東京市の保育料そのものをどうするかについては次年度議論するということである。

席上配布資料4(4)に、平成26年度の所得から算出した増減の総額があるが、減額の方は767人で、合計約280万円、増額の方は722人で160万円強となっており、市としては約120万円持ち出しが増えるという試算結果が出ている。国の制度変更の部分に関して

は、市としてはどうしようもないので、来年度については、保育料は変えず、国の仕組みだけを導入するという説明であるが、ご意見はないか。

○網干委員：

実際には、こういうことを理解している保護者の方は少ないと思う。国の影響で変わる部分は仕方がないと思う。

○森田会長：

ほかにご意見はないか。なければ、これは承認ということで進めさせていただく。議事は以上で終了する。なお、先ほどお願いしたとおり、ワイワイプランについての意見は、12月3日までに事務局までお寄せいただくよう、よろしく願います。

2 その他

○事務局：

次回は、12月10日（水曜日）、午後3時から、西東京市防災センター6階、講座室2にて開催の予定。次々回は、1月下旬から2月上旬を予定している。

○網干委員：

保育料に関しては、来年、根本的な見直しを行うということだが、その際には、幼稚園の補助金も含めて考えていただくようお願いする。今の説明では、非課税のところ逆転現象が起きるといった話だったが、実際には、預かり保育に通っている方はほとんどの階層で逆転現象が起きている。国は、幼稚園の保育要領を保育園に持って行って同じ水準にし、幼稚園にも働いている人が通えるようにすると言っているが、そうであれば、同じ水準の補助をいただきたいというのが、幼稚園の要望である。具体的なデータは後日提出させていただくが、幼稚園にも月48時間以上働いている方は約10%、何らかの形で働いている方は約25パーセントもおられる。現状でも、幼稚園も共働き家庭の受け皿になっていることをご理解いただきたい。

また、この中では、来年度以降の幼稚園の園児数は分からないということで、ニーズ調査で代用した形で表示されているが、来年度のおおむねの人数が出たのでお知らせする。現時点で幼稚園に入園が決まっているのは3,042人である。このほかに、定員いっぱいでお断りした方が別の幼稚園に入られたり、転入して来る方等もあるので、4月の時点ではさらに増えると思われる。いろいろな波の中でも、大体例年と変わらない園児数となっている。そこをご理解いただいた上で、参考にしていただきたいと思う。

○森田会長：

以上で、本日の審議会を終了する。